

いじめ防止 基本方針 (概要版)

いじめは犯罪です。法律があるの知っていますか？

いじめ防止対策推進法

第2条 定義

この法律で「いじめ」とは当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条 いじめの禁止

子どもたちは、いじめを行ってはならない。

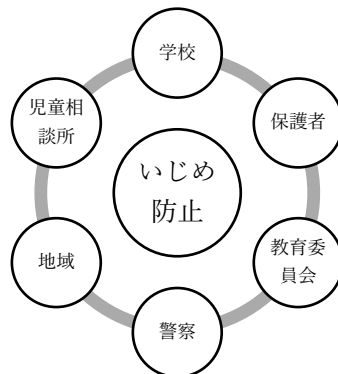
第9条 保護者の責務

- 1 項 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 項 保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するものとする。

基準姿勢

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、被害者にも加害者にもなりうるものです。

生徒をいじめに向かわせないためにも、学校、保護者、教育委員会、警察、地域など大人たちみんなで、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力で務めます。



いじめが発生した場合、学校は全力で生徒を守り、関係機関と連携して全面解決に向けて取り組みます。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめを生まない！許さない！学校づくりに向けて

学校は「いじめは人として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、全教育活動を通じて、生徒一人一人への徹底を図ります。そして、いじめを許さない学年・学級を作るためにも、生徒一人一人を大切にしている意識を強く持ち、日々の言動に十分配慮していきます。

また、生徒のささいな言動の変化に気づく感性を磨き、何かあれば組織で対応します。

いじめが発生した場合は、学校は解決に向け全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく継続した指導や観察を行います。

いじめが解消したとは？

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することができません。

「解消している」状態とは、少なくとも

- ① いじめに係る行為が止んでいること
(※目安として、三ヶ月間以上継続)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(※面談等により確認します。)

この2つの要件が満たされている必要があります。

子どものSOS

- 元気、口数、食欲がなくなってきた。
- 「学校へ行きたくない」と言う。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 帰宅した時の表情が沈んでいる。
- 部屋に閉じこもり、家族と話をしたげらない。
- 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅。
- 家から金品を持ち出す。
- わが子を呼び出す電話が頻繁にかかる。
- 誰かとひそひそ電話をしていることが多い。
- メールやLINE等のチェックをしなくなった。
- 身だしなみにかまわなくなった。
- 何もしないで長い間ぼんやりしている。
- 気分の浮き沈みが激しく急に激昂して暴言を吐く。

早めの相談を

- 長与子供ホットライン 883-5161
- 親子ホットライン 0120-725-311
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ヤングテレホン 0120-786-714
- 子ども・家庭110番 0120-99-7777
- チャイルドライン 844-1117
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 長与中学校 883-2009
- 心の教室相談員 090-4341-7218

自分を大切にし、人を大切にしながら
思いやりがあふれる学校を創ろう